

住友重機械グループ 独占禁止法遵守基本方針

公布：2025年1月1日

実施：2025年1月1日

当社グループは、独占禁止法遵守に係る基本方針を以下のとおり取り決め、これを遵守することにより、当社グループ各社及びその役員・従業員による独占禁止法遵守の徹底を図り、公正な競争及び取引を追求します。

1. 法令の遵守

当社グループ各社の役員・従業員は、事業活動を行うにあたり、各国の独占禁止法を常に意識し、それらを遵守します。

2. 不正な手段による業績追求の禁止

当社グループは、独占禁止法違反行為によらなければ達成できないような業績の追求は行いません。

3. 独占禁止法遵守のための教育

当社グループは、独占禁止法遵守の徹底を図るため、役員・従業員への教育を、定期的かつ継続的に、適切な内容及び方法にて実施します。

4. 相談体制

当社グループは、役員・従業員が適切なタイミングで独占禁止法に関する相談をすることができる体制を整備・運用します。

5. リスク評価

当社グループは、当社グループにおける独占禁止法違反についてのリスク評価を定期的を実施し、その結果をふまえ、独占禁止法遵守のための取組みの継続的改善を図ります。

6. 内部通報制度

当社グループは、内部通報制度を整備・運用することにより独占禁止法違反の防止並びに早期の発見及び是正に取り組みます。

7. モニタリング及び監査

当社グループは、本基本方針及び関連する社内規程の遵守の状況について定期的にモニタリング及び監査を行い、独占禁止法違反の防止並びに早期の発見及び是正に取り組みます。また、モニタリング及び監査の結果に基づき、独占禁止法遵守のための取組みの継続的改善を図ります。

8. 違反時の対応

当社グループは、独占禁止法違反又はその疑いが生じた場合には社内調査を行い、独占禁止法に

違反する行為が確認された場合には当該行為を直ちに中止するとともに、関係当局への自主的な報告及び調査への協力など適切な対応を行うものとします。

9. 違反者への対応

当社グループは、役員・従業員が独占禁止法又は独占禁止法遵守に関する社内規程に違反した場合、処分を含む厳正な措置をとるものとします。

以上